

★平成20年4月から建設業許可申請書等に添付する書類が変更されました★

- 許可申請書・役員等の変更届提出の際に、新たに2種類の証明書の添付が必要となりました。

1. 新たに必要となった証明書

- ① 成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(外国籍の方でも本件証明書は必要です)

【交付申請先】

・岡山地方法務局（戸籍課）・・・窓口で直接交付申請する場合

※法務局の支所、出張所では交付できません。

・東京法務局（民事行政部後見登録課）・・・郵送で交付申請する場合のみ

- ② 成年被後見人・被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権をえないものに該当しない旨の市町村長の証明書 **(外国籍の方は本件証明書は不要です)**

【交付申請先】

・許可申請者、法人の役員又は令3条に規定する使用人等の本籍地の市町村

(注1) 本籍地が遠隔地にある場合、郵便での取り寄せにかなりの時間がかかることが予想されますので、ご注意ください。

(注2) ①、②の証明書の詳細な交付申請方法は、裏面（次頁）をご覧ください。

2. どのような場合に必要なのか

- ① 建設業許可申請（新規、般特新規、業種追加、更新）を提出する場合、次のア～エに該当する者の証明書が必要です。

ア 個人事業主（代表者）

イ 法人の役員

ウ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合の法定代理人

エ 令第3条に規定する使用人（個人の支配人、支店又は営業所の代表者）

- ② 変更届の場合でも、上記イ～エに該当する者が就任される変更届については添付が必要となります。

※ 同時に許可申請書、変更届を提出される場合には、許可申請書に原本を添付し、変更届にはコピーを添付してください。

3. いつから必要なのか

平成20年4月1日以降に受付をすることとなる上記の提出書類から必要です。

成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の取得方法について

①窓口で請求する場合

「登記されていないことの証明申請書」に所定の事項を記載し、**収入印紙 300円**を貼り、本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証等）を提示の上、下記窓口へ提出してください。

【窓口】〒700-8616 岡山市南方1-3-58
岡山地方法務局戸籍課（直通電話086-224-5659）

②郵送で申請する場合

「登記されていないことの証明申請書」に所定の事項を記載し、**収入印紙 300円**を貼り、本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証等）のコピー、返信用封筒（あて名明記、切手貼付）を同封した上、下記に郵送してください。

【郵送先】〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課（直通電話03-5213-1360）

（注1）代理人による申請や本人以外の親族による申請の場合は、委任状など別途必要な添付書類があるので、下記の法務局ホームページアドレスで確認をしてください。

また、上記申請書（記入例あり）についてもダウンロードが可能です。

〈法務局 HP アドレス〉 http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

（注2）外国籍の方の取扱いについて（外国籍の方についても、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、添付が必要です。）

・本人が請求する場合は、上記のとおりの方法で取得できますが、代理人が請求する場合は、代理人と本人の関係によって必要書類が異なる場合があるので、事前に法務局に確認をしてください。

成年被後見人・被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権をえないものに該当しない旨の市町村長の証明書（いわゆる身分証明書）の取得方法について

※外国籍の方の場合は、本件証明書（いわゆる身分証明書）の添付は不要です。

○ 許可申請者又は令3条に規定する使用人等の本籍地の市町村長に対し、申請し交付を受けることとなります。

①本人が請求する場合

運転免許証・健康保険証など本人確認ができるものを持参すること。（手数料は、市町村によって異なります。例：岡山市の場合 300円）

②本人以外が請求する場合

委任状が有れば請求できます。そのほか窓口に来る者の本人確認ができるものが必要となります。

（注）郵送での申請も可能ですが、詳細な方法は、本籍地の各市町村役場に事前確認してください。